AIFA2021

規律・フェアプレー委員会

2021年度組織図 ……53
2020年度事業報告 ……53
2021年度事業計画 ……53
懲戒罰の裁定について……54

2021年度 規律・フェアプレー委員会組織図

事業内容

2020年度事業報告

No	事　業　内　容	日　　程	会　　場
1	第１回規律フェアプレー委員会	４月４日	メール配信で代替
2	フェアプレー賞の受賞	随時	下記フェアプレー賞に記載
3	フェアプレー月間		新型コロナで実施せず
4	FIFA フェアプレーデー	９月中	全県
5	規律フェアプレー委員会		実施せず

2021年度事業計画

番号	内　　容	期　日	会　　場
1	規律フェアプレー委員会	４月上旬（予定）	愛知県サッカー協会会議室
2	規律フェアプレー委員会	12月（予定）	愛知県サッカー協会会議室
3	フェアプレー賞授賞式	随　時	未定（各表彰会場）
4	フェアプレー月間	５月	全県で実施
5	ＦＩＦＡフェアプレーデー	９月中旬	全県で実施
6	裁定委員会	随　時	未定

懲戒罰の裁定について

１）試合における懲戒罰について（選手・役員）

【手　順】

①各地区協会、各種委員会、各大会の規律委員会において裁定をする。
【審判報告書(重要事項報告書)・公式記録・(マッチコミッショナー報告書)を参考にする】
【必要によっては、関係者の事情聴取を行う】
②下記事項については県の規律委員会に【様式１】の書面と審判報告書(重要事項報告書)・公式記録・(マッチコミッショナー報告書）のコピーを添付し、届ける。
（１）一発退場になった場合【１試合２回の警告による退場は届ける必要なし】
（２）役員が退席になった場合
（３）試合が審判員の判断で中止または打切られた場合
（４）その他、各規律委員長・県審判委員会委員長・県競技委員長が判断した場合
注）県の裁定を必要としない退場については大会終了後一覧表【様式２】にて県規律フェアプレー委員会に報告する
③届出のあった事項について、規律・フェアプレー委員会内の規律委員会で協議し、裁定案を作成し、県規律委員会にて決定する。
【必要によっては、関係者の事情聴取を行う】
④【必要に応じては､】（公財）日本サッカー協会の規律委員会に報告し、裁定をあおぐこともある。

【(公財）日本サッカー協会規律委員会の裁定事項】

１）６カ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
２）罰金
３）没収
４）下位ディビジョンへの降格
５）競技会への参加資格の剥奪
６）新たな選手の登録禁止
７）除名
８）前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等と判断される処分

【(公財）日本サッカー協会不服申立委員会】

〔不服申立可能な懲罰〕
１）３試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
２）２ケ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
３）１００万円以上の罰金
４）下位ディビジョンへの降格
５）２点以上の勝点の減点
６）没収
７）賞の返還
８）観衆のいない試合の開催
９）中立地における試合の開催
10）競技会への参加資格の剥奪

【不服申立て可能な懲罰の場合は、県規律委員会で裁定する】

①２日以内に県規律フェアプレー委員会に下記の事項について報告をする。

（1）いつ	2021年４月20日　35分
（2）どこで	ハーフウエイライン辺りで
（3）誰が	Aチーム　No ７　○○○○選手が
（4）何を	ドリブルをしているBチームNo10　△△△選手を
（5）どうした	後方からのスライディングタックルで倒した。
（6）主審の処置	主審は著しく不正なファウルプレーとして、退場させた。
（7）コメント	○○○○選手に相手選手を倒そうとした意図はあり、スライディングタックルは、深く勢いがあり危険なファウルプレーであった。主審の判定は正しかったと考える。
（8）主審からの報告	○○○○選手は、退場する際、主審に向かって「この下手くそ」と言って主審を侮辱した。その他の報告と重要事項報告書で報告する旨を主審から報告を受けた。
（9）事情聴取の結果	○○○○選手に事情聴取したところ「僕はボールにプレーをしたのでファウルとは考えていない。△△△選手を負傷させたことは申し訳ないと思っています」と語った。 主審に対しての侮辱的な発言については、「自分のプレーに対して言ったことで、主審に対しては言っていない主審に言ったように聞こえたのであれば申し訳ない」と語っていた。
(10) 規律委員会の裁定	退場で１試合と主審に対する侮辱２試合合計３試合の出場禁止とする。